

基本プログラムが目指す主な「気づき」（案）

① 「障害はどこにあるのか？」を理解する（「障害の社会モデル」の理解）

- ✓ 「障害」は個人の心身機能の障害とモノや環境等の「社会的障壁」との相互作用によって、創り出されているものであること（「障害の社会モデル」）。（これに対し「障害」が個人の心身機能の障害によるものとする考えを「医学モデル」と言う。）
- ✓ 上記の理解のもとに、この社会にある「バリア」に気付き、それを取り除き、または取り除くための手助けをし、差別を行わず、多様な人々とコミュニケーションする力を磨いていくことが「心のバリアフリー」の目指す共生社会の一員として、求められていること。
- ✓ この「障害の社会モデル」の考え方は、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において提示されたもので、日本はこれを2014年に批准しており、この考え方に基づく対応が求められていること。特に、2016年4月から施行された障害者差別解消法では、この考え方に基づき、国・地方公共団体・事業者に対し、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められていること。

② バリアに困っている人に気付く

- ✓ 社会的障壁によって、生活の中でバリアを感じている人がいること。
- ✓ 個々人の心身機能の障害は多様であり、それぞれがバリアと感じるものも多様であること。
- ✓ 機能障害を持たない人からは、機能障害のある人の「困りごと」がわかりづらいこともあるため、少しでも「困りごと」に気づけるようになることが重要であること。（機能障害の有無という違いや少数派と多数派という違いを踏まえ、自分とは異なる視点の獲得が重要）

③ 共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

- ✓ 機能障害のない人の中には、機能障害がある人の「困りごと」に気付いても、「無関心」「遠慮」「自分にはわからない」など心にバリアをつくってしまい、困っている人に配慮ができていない場合があるが、上記の考え方を踏まえ、具体的な行動に変えていくべきこと。例えば、はじめの一歩として「声をかける」ことから始めるなど、機能障害のあるとの対話の場を広げていくこと。